



山形県公報

令和5年3月28日(火)
第391号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……286
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 海区漁場計画及び漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項等の公表……………(水産振興課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(同) ……294
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定……………(同) ……295
- すけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲
可能量の設定……………(同) ……同
- するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定…(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……296
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……297
- 同……………(同) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(同) ……同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- 内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………298
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………301

企業局関係

告 示

- 県民ゴルフ場の利用料金……………(企業局) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……302
- 一般競争入札の公告……………(やまがた幸せデジタル推進課) ……同
- 同……………(同) ……304
- 同……………(警察本部) ……307

告 示

山形県告示第202号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.60%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年3月20日から適用する。
- 令和5年3月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第203号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年3月20日から適用する。
- 令和5年3月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第204号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により定めた海区漁場計画及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項等は、次のとおりである。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 海区漁場計画の内容

(1) 漁業権に関する事項

イ 公示番号 海共第1号

(イ) 漁場の位置 酒田市飛島地先

(ロ) 漁場の区域 酒田市飛島における最大高潮時海岸線と同線から距岸5,500メートルの線によって囲まれた区域

(ハ) 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|------------|------------------|
| 第一種共同漁業 | て ん ぐ さ 漁業 | 5月1日から9月30日まで |
| | え ご 同 | 7月1日から9月30日まで |
| | わ か め 同 | 3月1日から7月31日まで |
| | の り 同 | 11月1日から翌年4月30日まで |

| | | |
|---------|-----------------|------------------|
| | あ ら め 同 | 3月1日から6月30日まで |
| | あ お さ 同 | 1月1日から7月31日まで |
| | も ず く 同 | 4月1日から9月30日まで |
| | い ぎ す 同 | 5月1日から10月31日まで |
| | ほ ん だ わ ら 同 | 12月1日から翌年5月31日まで |
| | あ わ び 同 | 12月1日から翌年8月31日まで |
| | さ ざ え 同 | 周 年 |
| | か き 同 | 同 |
| | い が い 同 | 同 |
| | に し が い 同 | 同 |
| | う に 同 | 同 |
| | な ま こ 同 | 同 |
| | た こ 同 | 同 |
| | 餌 虫 同 | 同 |
| 第二種共同漁業 | い か 小 型 定 置 漁 業 | 1月1日から6月30日まで |
| | あじ・たなご小型定置 同 | 周 年 |
| | とびうお刺し網 同 | 5月1日から8月31日まで |
| | かれい刺し網 同 | 2月1日から11月30日まで |
| | たい・こだい刺し網 同 | 周 年 |
| | めばる刺し網 同 | 同 |
| | ほっけ刺し網 同 | 同 |
| | いそ刺し網 同 | 同 |
| | めじまぐろ刺し網 同 | 5月1日から12月31日まで |
| | うまづら刺し網 同 | 周 年 |

| | |
|-----------|---|
| か に か ご 同 | 同 |
|-----------|---|

(ニ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(ホ) 関係地区 酒田市飛島

ロ 公示番号 海共第2号

(イ) 漁場の位置 酒田市（飛島を除く。）及び飽海郡遊佐町地先

(ロ) 漁場の区域 aの区域からbの区域を除いた区域

a 次の基点第1号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線（河口部については河口部の両岸を結ぶ線分。ただし、月光川河口については左岸北緯39度04分14.2秒東経139度52分12.2秒の点と右岸北緯39度04分17.1秒東経139度52分12.4秒の点を結んだ線分、最上川河口については左岸北緯38度55分18.6秒東経139度48分27.2秒の点と右岸北緯38度55分30.2秒東経139度48分33.6秒の点を結んだ線分とする。）によって囲まれた区域

基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点

ア 基点第1号から291度30分4,000メートルの点（方位は、真方位とする。）

イ 北緯38度48分56.6秒東経139度43分14.7秒の点

基点第3号 酒田市と鶴岡市の境の漁場基点（北緯38度48分02.4秒東経139度45分45.8秒の点）

b 次の1から21までの各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 1 北緯38度59分08.4秒東経139度50分28.4秒の点
- 2 北緯38度59分21.1秒東経139度49分47.8秒の点
- 3 北緯38度57分47.0秒東経139度48分59.3秒の点
- 4 北緯38度57分02.6秒東経139度47分56.3秒の点
- 5 北緯38度56分59.8秒東経139度47分56.1秒の点
- 6 北緯38度56分51.0秒東経139度47分51.5秒の点
- 7 北緯38度56分35.2秒東経139度47分29.1秒の点
- 8 北緯38度56分31.9秒東経139度47分29.6秒の点
- 9 北緯38度56分29.2秒東経139度47分25.8秒の点
- 10 北緯38度56分28.8秒東経139度47分26.3秒の点
- 11 北緯38度56分23.6秒東経139度47分19.1秒の点
- 12 北緯38度56分21.5秒東経139度47分21.6秒の点
- 13 北緯38度56分26.7秒東経139度47分28.8秒の点
- 14 北緯38度56分26.9秒東経139度47分28.4秒の点
- 15 北緯38度56分27.9秒東経139度47分29.9秒の点
- 16 北緯38度56分10.6秒東経139度47分30.5秒の点
- 17 北緯38度56分02.9秒東経139度47分48.4秒の点
- 18 北緯38度55分58.1秒東経139度47分50.5秒の点
- 19 北緯38度55分41.4秒東経139度47分57.5秒の点
- 20 北緯38度55分27.4秒東経139度48分32.0秒の点
- 21 北緯38度55分30.2秒東経139度48分33.6秒の点

(ハ) 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|------------|---------------|
| 第一種共同漁業 | て ん ぐ さ 漁業 | 6月1日から8月31日まで |
| | え ご 同 | 7月1日から9月30日まで |
| | わ か め 同 | 3月1日から7月31日まで |

| | | |
|---------|---------------|------------------|
| | のり同 | 10月1日から翌年4月30日まで |
| | あおさ同 | 1月1日から7月31日まで |
| | もずく同 | 3月1日から9月30日まで |
| | いぎす同 | 6月1日から10月31日まで |
| | あわび同 | 12月1日から翌年8月31日まで |
| | さざえ同 | 周年 |
| | かき同 | 同 |
| | いがい同 | 同 |
| | にしがい同 | 同 |
| | うに同 | 同 |
| | なまこ同 | 同 |
| | たこ同 | 同 |
| | 餌虫同 | 同 |
| 第二種共同漁業 | さけ・ぶり小型定置漁業 | 3月1日から翌年1月20日まで |
| | はたはた小型定置同 | 12月1日から翌年1月10日まで |
| | かに刺し網同 | 2月1日から10月31日まで |
| | とびうお刺し網同 | 6月1日から8月31日まで |
| | かわい・したびらめ刺し網同 | 2月1日から12月31日まで |
| | たい・こだい刺し網同 | 4月1日から8月31日まで |
| | えび刺し網同 | 5月1日から11月30日まで |
| | いそ刺し網同 | 2月1日から12月31日まで |
| | さけ刺し網同 | 9月1日から12月31日まで |
| | ばいかご同 | 4月1日から9月30日まで |
| | かにかご同 | 周年 |

| | | |
|---------|-----------|----------------|
| 第三種共同漁業 | いわし地びき網漁業 | 4月1日から11月30日まで |
|---------|-----------|----------------|

- (ニ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (ホ) 関係地区 酒田市（飛島を除く。）及び飽海郡遊佐町
- (ハ) 条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは10統以内とする。

ハ 公示番号 海共第3号

- (イ) 漁場の位置 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）地先
- (ロ) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ及び基点第4号の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線（河口部については河口部の両岸を結ぶ線分）によって囲まれた区域
 基点第3号 酒田市と鶴岡市の境の漁場基点（北緯38度48分02.4秒東経139度45分45.8秒の点）
 ア 北緯38度48分56.6秒東経139度43分14.7秒の点
 イ 北緯38度41分18.9秒東経139度34分26.3秒の点
 基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点（北緯38度40分22.6秒東経139度36分55.8秒の点）
- (ハ) 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---------------|------------------|
| 第一種共同漁業 | て ん ぐ さ 漁業 | 6月1日から8月31日まで |
| | え ご 同 | 7月1日から9月30日まで |
| | わ か め 同 | 3月1日から7月31日まで |
| | の り 同 | 10月1日から翌年4月30日まで |
| | あ お さ 同 | 1月1日から7月31日まで |
| | も ず く 同 | 3月1日から9月30日まで |
| | い ぎ す 同 | 6月1日から10月31日まで |
| | ほ ん だ わ ら 同 | 12月1日から翌年5月31日まで |
| | し が な 同 | 1月1日から4月30日まで |
| | う み そ う め ん 同 | 3月1日から9月30日まで |
| | あ わ び 同 | 12月1日から翌年8月31日まで |
| | さ ぎ え 同 | 周年 |
| | か き 同 | 同 |
| | い が い 同 | 同 |
| | に し が い 同 | 同 |

| | | |
|---------|----------------|------------------|
| | う に 同 | 同 |
| | な ま こ 同 | 同 |
| | た こ 同 | 同 |
| | 餌 虫 同 | 同 |
| 第二種共同漁業 | さけ・ぶり小型定置 漁業 | 3月1日から翌年1月31日まで |
| | あじ・たなご小型定置 同 | 3月1日から11月30日まで |
| | はたはた小型定置 同 | 12月1日から翌年1月10日まで |
| | かに 刺 し 網 同 | 2月1日から12月31日まで |
| | とびうお 刺 し 網 同 | 6月1日から8月31日まで |
| | かれい・したびらめ刺し網 同 | 2月1日から12月31日まで |
| | たい・こだい刺し網 同 | 4月1日から8月31日まで |
| | えび 刺 し 網 同 | 5月1日から11月30日まで |
| | いそ 刺 し 網 同 | 2月1日から12月31日まで |
| | さけ 刺 し 網 同 | 9月1日から12月31日まで |
| | ばい か ご 同 | 4月1日から9月30日まで |
| | かに か ご 同 | 周 年 |
| 第三種共同漁業 | いわし地びき網 漁業 | 4月1日から11月30日まで |

(ニ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(ホ) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）

(ハ) 条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。

ニ 公示番号 海共第4号

(イ) 漁場の位置 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）地先

(ロ) 漁場の区域 aの区域からbの区域を除いた区域

a 次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第5号の各点を基点第4号、ア、オ、エ、ウ、イ、基点第5号の順に結んだ線分と最大高潮時海岸線（河口部については河口部の両岸を結ぶ線分）によって囲まれた区域

基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点（北緯38度40分22.6秒東経139度36分55.8秒の点）

ア 北緯38度41分18.9秒東経139度34分26.3秒の点

イ 北緯38度33分00.3秒東経139度32分39.0秒の点

ウ 北緯38度33分08.3秒東経139度30分59.2秒の点

エ 北緯38度33分40.6秒東経139度31分03.3秒の点
 オ 北緯38度33分39.6秒東経139度30分00.5秒の点
 基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（北緯38度33分11.1秒東経139度32分53.9秒の点）

b 基点第5号から330度31メートルの点を中心とする半径31メートルの円のうち基点第5号とカを結んだ線の南東側の円弧、カとキを結んだ線分、キから28度266メートルの点を中心とする半径266メートルの円のうちキとクを結んだ線の南西側の円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次結んだ線分並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（方位は、真方位とする。）

カ 北緯38度33分11.0秒東経139度32分52.6秒の点
 キ 北緯38度33分11.6秒東経139度32分51.2秒の点
 ク 北緯38度33分13.8秒東経139度32分47.8秒の点
 ケ 北緯38度33分14.6秒東経139度32分47.0秒の点
 コ 北緯38度33分11.6秒東経139度32分43.1秒の点
 サ 北緯38度33分14.3秒東経139度32分38.3秒の点
 シ 北緯38度33分19.4秒東経139度32分35.0秒の点
 ス 北緯38度33分21.7秒東経139度32分40.5秒の点
 セ 北緯38度33分30.1秒東経139度32分35.2秒の点
 ソ 北緯38度33分30.9秒東経139度32分32.7秒の点

(ハ) 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---------------|------------------|
| 第一種共同漁業 | て ん ぐ さ 漁業 | 6月1日から8月31日まで |
| | え ご 同 | 7月1日から9月30日まで |
| | わ か め 同 | 3月1日から7月31日まで |
| | の り 同 | 10月1日から翌年4月30日まで |
| | あ お さ 同 | 1月1日から7月31日まで |
| | も ず く 同 | 3月1日から9月30日まで |
| | い ぎ す 同 | 6月1日から10月31日まで |
| | ほ ん だ わ ら 同 | 12月1日から翌年5月31日まで |
| | し が な 同 | 1月1日から4月30日まで |
| | う み そ う め ん 同 | 3月1日から9月30日まで |
| | あ わ び 同 | 12月1日から翌年8月31日まで |
| | さ ざ え 同 | 周年 |
| | か き 同 | 同 |
| | い が い 同 | 同 |

| | | |
|---------|---------------|------------------|
| | に し が い 同 | 同 |
| | う に 同 | 同 |
| | な ま こ 同 | 同 |
| | た こ 同 | 同 |
| | 餌 虫 同 | 同 |
| 第二種共同漁業 | さけ・ぶり小型定置 漁業 | 3月1日から翌年1月20日まで |
| | あじ・たなご小型定置 同 | 3月1日から11月30日まで |
| | はたはた小型定置 同 | 12月1日から翌年1月10日まで |
| | かに 刺 し 網 同 | 2月1日から10月31日まで |
| | とびうお 刺 し 網 同 | 6月1日から8月31日まで |
| | かい・したびらめ刺し網 同 | 2月1日から12月31日まで |
| | たい・こだい刺し網 同 | 4月1日から8月31日まで |
| | えび 刺 し 網 同 | 5月1日から11月30日まで |
| | いそ 刺 し 網 同 | 2月1日から12月31日まで |
| | さけ 刺 し 網 同 | 9月1日から12月31日まで |
| | ばい か ご 同 | 4月1日から9月30日まで |
| | かに か ご 同 | 周年 |
| 第三種共同漁業 | いわし地びき網 漁業 | 4月1日から11月30日まで |

(ニ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(ホ) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）

(ハ) 条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。

ホ 公示番号 海定第1号

(イ) 漁場の位置 鶴岡市三瀬地先

(ロ) 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線分及びアとウを結んだ線分によって囲まれた区域

ア 北緯38度43分12.8秒東経139度38分32.7秒の点

イ 北緯38度43分29.2秒東経139度38分02.8秒の点

ウ 北緯38度43分38.7秒東経139度38分17.3秒の点

(ハ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期 12月1日から翌年8月31日まで

- (ニ) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (ホ) 関係地区 鶴岡市由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、三瀬、小波渡及び堅苔沢
- (ハ) 条件 漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁具を設置しなければならない。

(2) 保全沿岸漁場に関する事項 なし

2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

- (1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別紙のとおり
- (2) 漁場図 別図のとおり

なお、別紙及び別図は省略し、農林水産部水産振興課及び庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

3 漁業の免許予定日

- (1) 海共第1号 令和5年9月1日
- (2) 海共第2号 令和5年9月1日
- (3) 海共第3号 令和5年9月1日
- (4) 海共第4号 令和5年9月1日
- (5) 海定第1号 令和6年1月1日

4 申請期間

- (1) 海共第1号 告示の日から令和5年7月31日まで
- (2) 海共第2号 告示の日から令和5年7月31日まで
- (3) 海共第3号 告示の日から令和5年7月31日まで
- (4) 海共第4号 告示の日から令和5年7月31日まで
- (5) 海定第1号 令和5年8月1日から同年9月29日まで

山形県告示第205号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和5年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
 - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
 - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第207号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第208号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第209号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東法田大堀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡最上町大字法田字野頭91番から 同 191番3まで | 旧 | 29.8メートル } 4.8 | 380メートル |
| 同 上 | 新 | 34.0メートル } 10.4 | 同 上 |

山形県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 新庄市城南町106番1から
同 107番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年3月28日

山形県告示第212号

次の開発行為は、完了した。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年9月15日 指令置総建第61号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第三工区
東置賜郡川西町大字西大塚字安海壇1390番7、1390番10、1391番5、1391番11、1621番4、1622番3、1622番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市白山二丁目2番2号 大和ハウス工業株式会社山形支店

山形県告示第213号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名 | 所在地 | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日 | 売りさばき開始年月日 |
|---------------------------|---------------------|------------|-------------|------------|
| 山形県危険物安全協会連合会 会長 遠藤 靖彦 | 山形市鉄砲町二丁目 19番68号 | 同左 | 令和 5. 2. 28 | 令和 5. 4. 1 |

山形県告示第214号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称 及び代表者氏名 | 売りさばき所の所在地 | | 承認年月日 |
|--------------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 一般財団法人 山形県交通安全協会 会長 佐藤光子 | | 山形市松山一丁目1番23号 | 令和 5. 2. 15 |
| | 上山市矢来三丁目7番50号 | 同 左 | |
| | 天童市大字高揃1300 | 同 左 | |
| | 天童市糠塚二丁目4番1号 | 同 左 | |
| | 寒河江市大字西根字上川原228番地の1 | 同 左 | |
| | 村山市中央一丁目2番5号 | 同 左 | |
| | 尾花沢市横町二丁目4番1号 | 同 左 | |
| | 新庄市大字松本822番地 | 同 左 | |

| | |
|-----------------------|-----|
| 米沢市城北二丁目3番19号 | 同 左 |
| 南陽市櫛塚1618番地 | 同 左 |
| 長井市小出3743番地の3 | 同 左 |
| 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地 | 同 左 |
| 鶴岡市道形町20番40号 | 同 左 |
| 酒田市上安町一丁目1番地の1 | 同 左 |
| 東田川郡庄内町余目字滑石8番地1 | 同 左 |

山形県告示第215号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 | | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------------|----------------|-----------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名 | 所在地 | | |
| 有限会社ティアンドティ 代表取締役 武田 友克 | 山形市双月町二丁目6番11号 | 山形市鉄砲町二丁目19番68号 | 令和 5. 3. 31 |

山形県告示第216号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 | | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------------------------|--------------|---------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名 | 所在地 | | |
| 山形県警察職員消費生活 協同組合 代表理事 小椋 秀喜 | 山形市松波二丁目8番1号 | 山形市松山一丁目1番23号 | 令和 5. 3. 31 |

山形県告示第217号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「建設機械器具」を「建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）」に改め、

同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「額に」を「損害の額に」に、「第6項において」を「以下この条において」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

第31条第5項中「損害額」を「損害の額」に改め、同条第6項中「と読み替えて同項」を「と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額」と読み替えてこれら」に改める。

第49条第4号中「建築しなければ」を「建設しなければ」に改め、同条第11号イ中「その者」を「その者その他経営に実質的に関与している者」に、「又はその支店若しくは」を「、その支店又は」に、「代表者」を「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員」を「、暴力団又は暴力団員」に改め、同号中ロを削り、同号ハ中「自己」を「、自己」に、「した」を「している」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき（ロに該当する場合を除く。）。

第49条第11号ホ中「役員等が」を「役員等が、」に改める。

別記様式第1号の備考に次の2項を加える。

- 3 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定がある場合は、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めること。
- 4 この工事が建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第2条第2号に規定する再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、仕様書に従い当該再生資源利用促進計画を提出するとともにその内容を説明すること。また、工事の完成後に発注者から請求があったときは、当該再生資源利用促進計画の実施状況を報告すること。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和5年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和5年3月28日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

令和5年度増殖数量指示

| 増殖方法 | | 移殖放流 | | | | | | | | | | | | | | 人工ふ化放流 | | | | 産卵場造成等 | | | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|-----|-------------|-----|-----|-----|---------|-----|--------|------------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-----------|-------|------------|--------|-------|----------------|----|----|-------------|-----|------------|-----|---------------------|
| 漁協名 | 魚種名 免許番号 | あ | ゆ | うぐい (はや) | こ | い | ふ | な | うなぎ | かじか | さくらます (やまめ) (稚魚) | さくらます (やまめ) (成魚) | にじます (稚魚) | にじます (成魚) | いわな (稚魚) | いわな (成魚) | もくず がに | ひめます | やつめ うなぎ | いわな | わかさぎ | さくらます (やまめ) | あ | ゆ | うぐい (はや) | かじか | やつめ うなぎ | その他 | |
| | | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | 尾 | 尾 | グラム | 尾 | グラム | 尾 | グラム | 尾 | 尾 | 尾 | 万粒 | 万粒 | 万粒 | 万粒 | 箇所 | 箇所 | 箇所 | 箇所 | 箇所 | 箇所 |
| 両羽 | 内共第1号 | | | | | | | | | 17,000 | | | | | | 1,000 | | | 500 | | | | | | | 2 | | | |
| 県南 | 内共第2号 | 200 | | 30 | 100 | 80 | | | | 6,000 | 300 | | 400 | 14,000 | 275 | | | | | 2 | 500 | | | | | 8 | 1 | | いわな3 |
| 西置賜 | 内共第3号 | 520 | | | | 30 | | | | 13,500 | | 1,000 | | 15,000 | 120 | | | | | | | | | | | 6 | 8 | | |
| 最上川一 | 内共第4号 | 900 | | 10 | | 20 | | 8 | 2 | 22,800 | | 1,500 | | 29,000 | | 200 | | | | | | | | | | 2 | | 1 | こい1、さくらます(やまめ)1 |
| | 内共第5号 | | | | 10 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 900 | | 10 | 10 | 30 | | 8 | 2 | 22,800 | | 1,500 | | 29,000 | | 200 | | | | | | | | | | 2 | | 1 | こい1、さくらます(やまめ)1 |
| 最上川二 | 内共第6号 | 1,000 | | | | | | | | 20,000 | | 8,000 | 600 | | 400 | 100 | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | | |
| | 内共第7号 | | | | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内共第8号 | | | | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内共第9号 | | | | | | | | | | | | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 1,000 | | | 300 | | | | | | 20,000 | | 8,000 | 650 | | 400 | 100 | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | | |
| 丹生川 | 内共第10号 | 550 | | | | 20 | | | | 12,000 | | | 10 | 5,000 | | 300 | | | | | | | | | | 7 | 6 | | |
| 小国川 | 内共第11号 | 3,500 | | | | 30 | | | | 60,000 | | 500 | | 20,000 | | 1,000 | | | | | | | | 1 | 9 | 7 | 7 | | |
| | 内共第12号 | | | | | 50 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 3,500 | | | | 80 | 5 | | | 60,000 | | 500 | | 20,000 | | 1,000 | | | | | | | | 1 | 9 | 7 | 7 | | |
| 最北中部 | 内共第13号 | 450 | | | | 10 | | | | 25,000 | | 3,000 | | 25,000 | | 1,000 | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| | 内共第14号 | | | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 450 | | | | 15 | | | | 25,000 | | 3,000 | | 25,000 | | 1,000 | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | |
| 最上 | 内共第15号 | 1,200 | | | | 1 | 3 | | | 50,000 | | | | 20,460 | | 3,000 | | | | | | | 4 | 4 | 2 | 2 | | | |
| 最上川第八 | 内共第16号 | 180 | | | | 5 | | | | 18,000 | | | | 8,000 | | 800 | | | 140 | | | | | | 4 | 3 | | | |
| 赤川 | 内共第17号 | 110 | | | | 2 | | | | 2,000 | | | | 1,000 | | 500 | | | | | | | | | | | | | さくらます(やまめ)ほか6 |
| | 内共第18号 | 440 | | | | 3 | | | | 13,000 | | | 10 | 9,000 | | 2,500 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | さくらます(やまめ)ほか6 |
| | 内共第19号 | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,000 | | | | | | | | | | | いわな2 |
| | 計 | 550 | | | | 5 | | | | 15,000 | | | 10 | 10,000 | | 3,000 | 3,000 | | | | | 1 | 1 | | | | | | いわな2、さくらます(やまめ)ほか12 |
| 月光川養 | 内共第20号 | 15 | | | | | | | | 8,000 | | | | | 60 | 3,800 | | | | | | | 4 | 2 | 2 | 1 | | | |
| 日向荒瀬 | 内共第21号 | 350 | | | | 5 | | | 3 | 5,000 | | | | 5,000 | | 1,500 | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | | | |
| 山戸 | 内共第22号 | 170 | | | | | | | | 5,200 | | | | | | 500 | | | | | | | 9 | 5 | 5 | 2 | | | いわな6 |
| 温海町 | 内共第23号 | 110 | | | | | | | | 4,000 | | | | 4,000 | | 100 | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | | | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
| | 内共第24号 | 70 | | | | | | | | 3,000 | | | | 3,000 | | 100 | | | | | | | 2 | 2 | 1 | 1 | | | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
| | 内共第25号 | 120 | | | | | | | | 3,000 | | | | 3,000 | | 100 | | | | | | | 3 | 2 | 2 | 1 | | | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
| | 計 | 300 | | | | | | | | 10,000 | | | | 10,000 | | 300 | | | | | | | 7 | 5 | 4 | 3 | | | いわな3、さくらます(やまめ)6 |
| 小国町 | 内共第26号 | 500 | | | | | | | | 15,000 | | | | | 1,500 | | | | | | 1,000 | | | | 6 | 6 | | | わかさぎ1 |
| 作谷沢 | 内共第27号 | | | | 100 | 150 | 5 | | | | | | | | | | | | | | 600 | | | | | | | | こい1、ふな1 |
| | 内共第28号 | | | | 100 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こい1、ふな1 |
| | 計 | | | | 200 | 250 | 5 | | | | | | | | | | | | | | 600 | | | | | | | | こい2、ふな2 |
| 合計 | | 10,385 | 40 | 610 | 521 | 21 | 5 | 302,500 | 300 | 14,000 | 1,070 | 161,460 | 2,355 | 16,500 | 3,000 | 640 | 2 | 2,100 | 1 | 30 | 65 | 49 | 21 | | | | | 39 | |

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和5年3月28日

山形県内水面漁場管理委員会
会長 國方 敬 司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

企業局関係

告 示

山形県企業告示第2号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月28日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

1 利用料金

| 区 分 | | 金 額 | |
|---------------------|------|------------------|--------|
| コース使用料 (グリーンフィ) | 平日 | 1人9ホールまで | 1,145円 |
| | | 1人18ホールまで | 2,348円 |
| | | 1人18ホールを超え9ホールまで | 950円 |
| | 土曜日等 | 1人9ホールまで | 2,210円 |
| | | 1人18ホールまで | 4,478円 |
| | | 1人18ホールを超え9ホールまで | 1,100円 |
| 乗用カート使用料 (カートフィ) | 平日 | 1人9ホールまで | 1,645円 |
| | | 1人18ホールまで | 2,262円 |
| | | 1人18ホールを超え9ホールまで | 1,000円 |

| | | |
|------|------------------|--------|
| 土曜日等 | 1人9ホールまで | 1,645円 |
| | 1人18ホールまで | 2,262円 |
| | 1人18ホールを超え9ホールまで | 1,250円 |

備考

(1) 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。

(2) 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。

イ 年齢65歳以上の者

ロ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで1,005円、1人18ホールまで1,900円とする。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県みらい企画創造部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281

3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月16日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額 54,971,994円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次期山形県大規模システム統合基盤構築運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 令和5年5月9日（火） 午前9時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 次期山形県大規模システム統合基盤構築運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年6月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、人事給与システム、税務システム、財務会計システム等の基幹系システム（以下「基幹系システム」という。）の基盤構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員として基幹系システムの基盤構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \times 500$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以

下「業務提案」という。)の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を500点、業務提案評価点を500点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課デジタル県庁担当
電話番号023(630)3199

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年4月7日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課デジタル県庁担当に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和5年4月7日（金）午後3時

ロ 業務提案書 令和5年4月25日（火）午後3時

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Development and operation of the Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure for the next term: 1 set

(2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. May 9, 2023

(3) Contact point for the notice: Yamagata Happy Digital Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3199

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県次期基幹サーバ等再構築基本計画作成及び基本設計業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 1501会議室（15階）
- (2) 日時 令和5年5月9日（火） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県次期基幹サーバ等再構築基本計画作成及び基本設計業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的な情報系システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として全庁的な情報系システムの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \times 250$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を250点、業務提案評価点を750点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課 基幹ネット担当
電話番号023(630)3198

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年4月7日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課基幹ネット担当に提出するとともに、併せて次のイ及びロに掲げる書類を当該イ及びロに定める日時までに提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類） 令和5年4月7日（金）午後3時

ロ 業務提案書 令和5年4月25日（火）午後3時

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Basic plan formulation and basic design work about restructuring of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server and the intranet information system: 1 set

- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 9, 2023
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Happy Digital Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3198

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通反則通告管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 令和5年5月12日（金） 午前9時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 交通反則通告管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年12月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和5年12月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和6年1月分から令和6年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和6年1月分から令和6年3月分までの3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センター

電話番号023(626)0110

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センターで交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を持参した者に対し、山形県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センターで交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年4月14日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（月）午後4時までに山形県警察本部交通部交通指導課交通反則通告センターに提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the traffic violation notice management system : 1 set

(2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. May 12, 2023

(3) Contact point for the notice: Traffic Enforcement Section, Traffic Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110